

印鑑登録の手続をされる方へ

※登録手続きには、登録する印鑑と本人確認書類が必要です。

窓口にお越しいただいたのは、登録する本人ですか？代理人ですか？

↓本人

次のものをお持ちください。

- ①登録する印鑑
- ②運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど
官公署発行の顔写真付きの証明書
- ②をお持ちでない場合は…
- ③保険証、年金手帳など顔写真のない官公署発行の証明書

↓ ①と②をお持ちの方

即日交付できます。

↓ ①と③をお持ちの方

保証人の方（亀岡市で印鑑登録
をしておられる方）はいらっし
やいますか？

いる

保証書をご記入いただくこ
とで、即日交付ができます。
※保証人の登録印鑑の押印
が必要です。

↓ いない

仮登録となります（即日登録できません）

照会書を郵送しますので、照会書に同封の「回答書」欄
に本人の署名、押印をして窓口へお持ちください

仮登録した日のうちに、照会書の発送手続きをします。

↓代理人

次のものをお持ちください。

- 委任状（本人の署名、登録す
る印鑑の押印が必要です。）
- 代理人の官公署発行の証明書
- 代理人の印鑑（認印可）

照会書をお持ちいただくのは、登録する本人ですか？代理人ですか？

↓本人

次のものをすべてお持ちください。

- 回答書
- 登録する印鑑
- 官公署発行の本人確認証
（保険証、年金手帳など）

↓代理人

次のものをすべてお持ちください。

- 回答書
- 登録する印鑑
- 登録する本人の官公署発行の本人確認書
類（コピー可）
- 代理人の印鑑（認印可）
- 代理人の官公署発行の本人確認書類

印鑑登録証を交付します。